



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 日油株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小林 明治  
(コード: 4403 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員人事・総務部長  
林 俊行  
(TEL 03-5424-6631)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第94期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって効力が生じることといたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」といいます。）。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行います。ただし、この定款の一部変更は、下記2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について2株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

## (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式につきまして、2株を1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 391,914,000株（併合前：783,828,000株）  
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

### ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	173,682,752株
併合により減少する株式の数	86,841,376株
併合後の発行済株式総数	86,841,376株

（注）「併合により減少する株式の数」は、「併合前の発行済株式総数」に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

### ⑤併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
2株未満	155名（0.97%）	155株（0.00%）
2株以上	15,745名（99.03%）	173,682,597株（100.00%）
合計	15,900名（100.00%）	173,682,752株（100.00%）

上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、保有株式数が2株未満の株主様155名（その所有株式の合計は155株。）が株主の地位を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能です。

### ⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## (3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

本単元株式数変更および本株式併合に伴うものです。

なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、定款変更を行います。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>783,828,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>391,914,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とす る。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の効力発生日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

平成29年5月10日 取締役会

平成29年6月29日(予定) 第94期定時株主総会

平成29年10月1日(予定) 単元株式数の変更および株式の併合ならびに定款の一部変更の効力発  
生日

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、併せて2株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 2. 単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年6月29日 定時株主総会

平成29年9月27日\* 当社株式の売買単位を100株に変更

平成29年10月1日\* 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成29年11月上旬\* 株主様へ株式併合割当通知発送

平成29年12月上旬\* 端数処分代金の支払開始

\* 平成29年6月29日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が承認可決された場合の予定です。

Q 3. 株式の併合は、資産価値に影響を与えませんか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	1,000円	1,000,000円		500株	2,000円	1,000,000円

Q 4. 株式の併合により所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

【ご所有株式数について】

各株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ 2.のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様のご所有株式数は2分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、ご所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2000 株	2 個	1000 株	10 個	なし
例 2	1050 株	1 個	525 株	5 個	なし
例 3	1003 株	1 個	501 株	5 個	0.5 株
例 4	800 株	なし	400 株	4 個	なし
例 5	135 株	なし	67 株	なし	0.5 株
例 6	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

①例 1、例 4 に該当する株主様につきましては、特段のお手続はありません。

②例 2、例 3、例 5 で発生する単元未満株式（例 2 は 25 株、例 3 は 1 株、例 5 は 67 株）につきましては、株主様のご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用できます。

③例 3、例 5、例 6 で発生する 1 株に満たない端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。

④効力発生前のご所有株式数が 1 株（例 6）の株主様につきましては、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度を利用することにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければなりませんか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社

同連絡先：〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-288-324（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

以上